

平成24年9月議会

議会だより

平成24年第4回市議会が、9月3日から24日までの22日間の会期で開催されました。今回は、平成24年度都城市一般会計補正予算など市長提出議案39件、諮問2件、議員提出議案4件、報告12件の合計57件について審議された結果、平成23年度歳入歳出決算認定議案16件が継続審査となったほかは全て可決、同意されました。

9月議会では、6日間にわたり一般質問が行われ、22人の議員が質問に立ち、活発な議論が交わされました。主な内容は次の通り。

◆新しく整備される都城救急医療センターについて

質1 都城救急医療センターの機能と診療科目、体制について伺いたい。

答1 都城救急医療センターは、初期救急医療施設として市が設置し、夜間の救急医療を担います。診療時間は午後7時から翌朝午前7時までで、これまで同様、内科・小児科・外科の3科体制で運営していきます。

医療スタッフは、午後7時から11時まででは、医師3人を含め、薬剤師、看護師、検査技師、事務員

など計16人が勤務し、午後1時から翌朝午前7時まででは、医師3人を含め薬剤師、看護師、検査技師、事務員など計12人が勤務し、救急医療に当たります。

質2 専門外の患者に対応するため、ほかの医療機関との連携をどのように考えているのか伺いたい。

答2 重篤で入院が必要な患者は、これまでと同様に隣接する都城市



24年度補正予算（8件）

【一般会計】	10億 671万2千円
【特別会計】	4,563万8千円
【企業会計】	786万3千円

23年度決算の認定（16件）

〔継続審査〕

条例の制定・一部改正（7件）

◇都城市税条例の一部を改正する条例の制定について ほか6件

その他（8件）

◇権利の放棄について
◇財産の無償譲渡について ほか6件

諮問（2件）

◇人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて ほか1件

議員提出議案（4件）

◇島根県・竹島の我が国領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める意見書 ほか3件

報告（12件）

◇専決処分した事件の報告について ほか11件

◆4総合支所の組織整備計画について

質1 合併10年目以降は3課体制が続くのか伺いたい。

答1 本庁と総合支所間で重複する事務事業については、本庁に集約して処理した方が効率的か、総合支所で処理した方が住民サービス上効果的かなどを勘案しながら調整を行い、決定していきます。

5課体制から3課体制への移行については、地域自治区の見直し

の際に示した計画であります。平成27年度以降の総合支所体制については、現在のところ具体的な計画はありません。

地域住民へのサービス低下を招かないことを第一に、業務内容や業務量に応じて適正な職員配置を行っていきたいと考えています。

質2 3年後の配置人数は減少が予想されるが、減少する人数は、どのように対処するのか伺いたい。

答2 3課体制に移行した場合の職員数は、現時点では示すことはできませんが、事務事業の見直しなどにより減少が見込まれます。

減少する職員数については、本庁への事務集約や権限移譲のほか、新規事業などで業務量が増大する部署への配置などで対処していくこととしています。

◆子どもの学力の現状について

質 本市の児童生徒の学力の現状について伺いたい。

答 4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果では、全国平均点とおおむね同等で、基礎的な内容についての学力は身に付いていますが、知識を活用する力には課題が見られました。同じく4月に県が実施したみやぎ小中学校学力・意識調査では、県平均点とほぼ同等か、教科によってはやや下回る傾向が見られました。

また、市が実施した学力・学習状況調査では、小学校においてはいずれの学年も全国平均とほぼ同等で、中学校においてはいずれの学年も全国平均をやや上回るか、全国平均とほぼ同等でした。

以上の結果から、教科または学年で多少の差は見られるものの、全国平均程度の学力は身に付いていると考えています。



◆いじめ問題の現況と対策について

質1 いじめが原因と思われる自殺が相次いでいるが、どのような姿勢で臨んでいるのか伺いたい。

答1 教育委員会としては、日頃から学校の実情把握に努めるとともに、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合は、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期しているところです。

また、いじめの早期発見・早期対応の徹底のほか、いじめ・不登校対策委員会や生徒指導体制の改善、さらには道徳教育の充実などについて、全教職員が共通認識の下、取り組むよう指導しています。

大事なことは、他人を傷つけた言動から何を学ばせるのかという教育の視点をしっかり持つことだと考えています。また、重大な案件に対しては、学校全体で毅然とした態度でいじめの問題の解決に当たることが重要であり、今後も、このような基本姿勢を大切にしながら、いじめ問題に真摯に対応していきたいと考えています。

質2 本市のいじめの実態と把握について伺いたい。

答2 本市では、平成23年度から24年度の1学期までに、生命や身体に関わるいじめは発生していま

せんが、8月に実施した文部科学省のいじめの問題に関する緊急調査では、小学校10件、中学校8件のいじめについて報告がありました。全ての事案がすでに解決していますが、今後も、きめ細かな対応が必要であると考えています。

なお、生命や身体に関わりかねないいじめの事案が発生した場合には、その都度、学校から報告が入ってくるようになっていきます。

◆放置された危険な空き家対策について

質1 市が把握している放置空き家の数と苦情の件数はどのように推移しているか。また解決した事例があれば経緯などを伺いたい。

答1 本庁管内の放置空き家に対する苦情は、平成20年度が8件、21年度・22年度が各5件、23年度が8件、24年度は8月末までで5件でした。解決に至らない事例が多く、最近では、倒壊後解体してもらった事例が2件ありました。

質2 死亡者名義の固定資産税未納額や未納件数、その対応策について伺いたい。

答2 5月末時点において、平成23年度の課税分までの未納件数は767件で、金額は7,737万7,000円となっています。



さらに滞納すると相続人全員の相続持分を確定し、職権で死亡者の不動産を相続人全員の名義に所有権移転登記を行うと同時に不動産の差し押さえを行い、納入がないときは、公売により不動産を処分します。

傍聴においでください

市議会は、3月、6月、9月、12月の定例会や臨時会で、市民に関係の深い議案や請願などを審議します。傍聴席は、市役所西館6階にありますので、ご自由においでください。

また、BTVケーブルテレビでも、市議会の中継放送や録画放送を行っています。

◎問い合わせ 議会事務局

☎23-7869

12月1日から

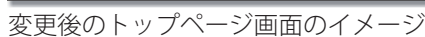
◎問い合わせ

秘書広報課

☎ 23 31 74

② 都城市の今を伝えます

これから行われるイベントのほか、市からのお知らせや旬の観光情報などを写真入りで紹介します。



③ 申請手続きも便利に！

④ イベントが一目で！

市が行う講座・教室や相談、健

分かります。	のか一目で	われている	いつ何が行	式で掲載し、	レンダー形	情報を、カ	情報の6つの	術、イベン	化教養・芸	る行事、文	どもに關す	康診査、子
--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

イベントカレンダー						
← 前月 2013年01月 翌月 →						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 ★平成24年度 都 市新人式	4 ★平成24年度 都 市新人式	5 ★平成24年度 都 市新人式
6	7	8 ①第1地区健康診査 (健康)	9 ②市ちゃん健康啓 蒙 ③市ちゃん健康啓 蒙(健康)	10 ④市ちゃん健康啓 蒙	11 ⑤健康ライオン数 言 ⑥市ちゃん健康啓 蒙	12 ⑦雪と健康、みん なで楽しむのこ すま

⑤ 市民との双方向化を強化

市民の皆さんから寄せられるご意見やパブリックコメントなどを集約。よくある問い合わせを問答形式で掲載しているので、手続きなどの参考になります。

スマートフォンにも対応

スマートフォン用のページも用意。選択する部分が、タッチしやすい大きさですので、簡単に操作できます。



各ページには、「皆さまのご意見を聞かせください」というア

アンケートを掲載しています。ここに寄せられた市民の意見を参考に、今後の内容の見直しや充実などに つなげていきます。

皆さまのご意見をお聞かせください(統一アンケート)

皆さまのご意見をお聞かせください。

このページの情報は役に立ちましたか？ (必須項目)
☐役に立った ☐普通 ☐役に立たなかった

このページの情報は見づなりやすかったですか？ (必須項目)
☐見づなりやすかった ☐普通 ☐見づなりがかった

このページについて要望などがありましたら、入力後、送信ボタンを押してください

送信



平成25年度

保育所(園)の入所申し込みについて



◆受付期間

12月3日(月)～21日(金) ※12月2日以前の受け付けはできません
この期間以降も、随時受け付けますが、期間内に申し込んだ人を優先します。

◆申込書交付・
受付場所

入所を希望する保育所(園)、保育課、各総合支所市民生活課
(各地区市民センターでは受け付けできません)

※保育所への入所理由が保護者などの「求職活動」による場合は、保育課または各総合支所市民生活課の窓口へ申請してください

◆入所の決定

入所の決定は、保育に欠ける要件の内容やその緊急性、通園手段、申し込みの順番などを総合的に判断して決定します。定員を超えた場合は、入所できないこともあります。

◆本庁管内の保育所 (定員は平成24年度の数です)

※公…公立保育所 私…法人立保育園

地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号
姫城	私	姫城保育所	50	姫城町	22-2295	五十市	公	たかお保育所	60	南鷹尾町	22-0394
	私	●天竜保育園	130	早鈴町	23-1301		私	今町保育園	45	今町	39-2102
	私	下長飯保育園	120	下長飯町	39-1040		私	五十市保育園	90	久保原町	22-2110
	私	あゆみベビーホーム	60	甲斐元町	23-5246		私	都島保育園	120	鷹尾一丁目	23-5622
	私	●相愛保育園	90	早鈴町	25-1879		私	●すずらん保育園	60	南鷹尾町	24-3596
	私	早鈴保育園	60	早鈴町	24-3699		私	さつき保育園	60	都島町	23-5250
	私	●チャイルドセンターポピー園	130	早鈴町	25-9478		私	もちお保育園	90	南横市町	22-5421
小松原	公	大王保育所	45	平江町	22-2167	横市	私	都原保育園	120	都原町	22-4323
	私	●アソカ保育園	120	小松原町	24-0450		公	金田保育所	40	金田町	38-1325
	私	志比田保育園	120	志比田町	23-2803		私	高木保育園	70	高木町	38-1310
	私	ひばり保育園	90	大王町	23-0038		私	都北保育園	200	都北町	38-1877
	私	宮丸保育園	70	宮丸町	27-1541		私	吉尾保育園	90	吉尾町	38-3027
	私	ぽっぽ保育所	60	前田町	24-7887		私	山野原保育園	90	太郎坊町	38-3700
	私	かたひら保育園	60	志比田町	24-7745		公	志和池保育・児童館	30	上水流町	36-0516
妻ヶ丘	公	あやめ原保育所	50	菖蒲原町	22-2372	志和池	私	まるの保育園	50	野々美谷町	36-0891
	私	●上長飯保育園	90	上長飯町	22-4843		私	下水流保育園	50	下水流町	36-0535
	私	一万城保育園	150	一万城町	23-2802		私	●こぼと保育園	30	丸谷町	36-1091
	私	たんぽぽ保育園	90	一万城町	23-3313		私	ルンビニ保育園	60	庄内町	37-0569
祝吉	公	郡元保育所	50	郡元町	22-1578	庄内・西岳	私	乙房保育園	80	乙房町	37-1212
	私	いなり保育園	110	郡元四丁目	22-5974		私	菓子野保育園	60	菓子野町	37-1766
	私	早水保育園	90	早水町	24-1826		私	わかば保育園	30	高野町	33-1810
	私	並木保育園	70	上川東四丁目	24-1580		公	中郷保育所	40	安久町	39-0529
	私	川東保育園	60	下川東二丁目	22-2210		私	梅北保育園	60	梅北町	39-2869
						中郷	私	●安久保育園	45	安久町	39-0218

※姫城保育所は平成25年4月1日から民営化します

◆総合支所管内の保育所

地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号
山之口町	公	山之口中央保育所	60	花木	57-2068	山田町	公	山田中央保育所	90	山田	64-3021
	公	山之口ふもと保育所	40	山之口	57-2023		公	木之川内保育所	30	山田	64-1012
	公	山之口乳児保育所	30	花木	57-2243		私	万ヶ塚保育園	50	山田	64-1123
	私	●安楽地保育園	90	富吉	57-2123		私	●谷頭保育園	90	中霧島	64-1051
高城町	公	高城保育所	60	穂満坊	58-2314	高崎町	私	鳴峰保育園	60	大牟田	62-2127
	公	有水保育所	60	有水	59-9324		私	●旭保育園	30	大牟田	62-4106
	私	石山保育園	60	石山	58-5931		私	善長寺保育園	40	江平	62-2125
	私	つみき保育園	30	穂満坊	58-4585		私	●前田保育園	30	前田	62-1996
	私	さかえ保育園	90	穂満坊	58-2600		私	●大牟田保育園	60	大牟田	62-1989
							私	●縄瀬保育園	30	縄瀬	62-3772

●印の法人立保育園については、保育士の募集も行っています。詳しくは、直接保育園に問い合わせください

◎問い合わせ

保育課 ☎ 23-4894 (直通)
山之口総合支所市民生活課 ☎ 57-3111 (代表)
高城総合支所市民生活課 ☎ 58-2311 (代表)

山田総合支所市民生活課 ☎ 64-1111 (代表)
高崎総合支所市民生活課 ☎ 62-1111 (代表)

事業主の皆さんへ 1月は償却資産の申告月です

申告の準備をお願いします

工場や商店、農業を営んでいる、また駐車場やアパートを貸しているなどの事業を行っている人は、毎年1月1日現在に所有している償却資産を、市役所に申告する必要があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

各総合支所市民生活課



「償却資産」とは？

固定資産税という「償却資産」

とは、土地、家屋以外で事業用に使われる資産のことで、課税の対象となります。つまり、会社や個人で工場、商店、理・美容店、病院、建設業、アパート・貸家経営、農業などの事業をしている人が、その事業のために使用する構築物や機械、機具（器具）、備品などが償却資産に当たり、固定資産税の課税対象となります。

ただし、事業用に使用しているも、自動車のように自動車税（軽自動車税）の対象となっているものなどは、償却資産から除かれます。

また、償却資産の免税点は、150万円です。所有している償却資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円を越えない場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

Q 申告するものがない場合は？

A 償却資産は、法令で毎年申告することが義務付けられています。資産を所有していない場合や、課税されない場合でも、申告は必要です。正当な理由がなく申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合は、罰金などの罰則規定の対象となる場合があります。

Q 確定申告のとき「減価償却資産申告」をする予定だが、固定資産税でも「償却資産申告」をしないといけないの？

A 「減価償却資産申告」は確定申告などで税控除を目的に申告するもので、課税を目的とする固定資産税の「償却資産申告」とは違うものです。事業用として市内に所有する償却資産は、市長に申告しなくてはなりません。

申告の方法は？

これまでに申告している人には、12月下旬に申告書を送付します。その申告書に償却資産の所有状況を記入し、1月末日までに資産税課、各総合支所市民生活課へ提出してください。

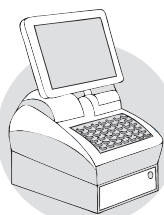
なお、確定申告などで使用する

具体的な対象物は？

1月1日現在で所有している事業用の構築物や機械、機具（器具）、備品などです。主な業種別の具体例は次の通りです。

◎飲食店

厨房設備、
冷蔵庫、
レジスター、
応接備品など



◎理・美容業

理・美容いす、洗面設備、
サインポール、
タオル蒸し器など



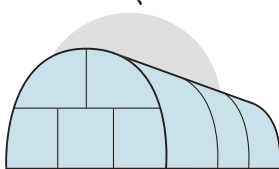
◎小売業

ショーケース、
冷蔵ストッカー、
レジスター、
フードスライサーなど



◎農業

家畜用設備、
農業用器具、
ビニールハウス、
サイロなど



◎アパート・貸家経営

アスファルト舗装、
駐車場、
屋根付き車庫、
ごみ集積ボックス
など



◎各種共通

事務所や店舗内の装飾（カウンター、間仕切りなど）、外部構築物（看板、駐車場舗装、塀、外灯照明設備など）、受変電設備、空調設備、野外給配水設備などがあります

大切なふるさと「都城」を
応援してください

ふるさと都城の

未来のために



ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという思いを寄付という形で実現できる「ふるさと納税制度」で都城を応援しませんか。県外で暮らす家族や友人に、「都市ふるさと納税制度」を紹介してください。

◎問い合わせ 経営戦略課

☎ 23-2115

FAX 23-2006

ふるさと納税制度とは？

ふるさと納税制度とは、ふるさとと応援したい自治体へ寄付をする、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。寄付先のふるさとに定義はなく、出身地以外でも選ぶことができます。控除対象額については、所得額などで変わります。詳しくは居住地の市区町村の住民税担当窓口へお問い合わせください。

寄付金の活用

寄付金は、「都市ふるさと応援基金」に積み立て、ふるさとを応援したいという人の思いを形に変えるために、①子ども支援、②まちづくり支援、③環境支援、④スポーツ・文化振興支援、⑤長寿支援、⑥特別支援（新燃岳災害対策など）の6つのメニューに活用しています。

都市ふるさと納税応援団

市では、寄付した人を「都市ふるさと納税応援団」の団員として登録し、寄付の状況や寄付を活用して行った事業を報告します。また、前年度の寄付者を対象に、地元の特産品を詰め合わせた「都城ふるさとセット」が当たる抽選会を行っています。

申込方法は？

「都市ふるさと応援寄附申出書」（市のホームページから取得可能）に必要な事項を記入の上、郵送（〒885-8555）、ファクス、またはメールで経営戦略課へ申し込みください。

なお、インターネットの利用ができない人については、郵送またはファクスで申請書を送付しますので連絡ください。

政治家の寄付は

禁止されています



公職にある人や選挙の候補者・立候補予定者はいかなる理由があっても、寄付をすることは禁止されています。また、有権者が寄付を求めたり、受け取ったりしてもいけません。明るくきれいな選挙を推進しましょう。

◎問い合わせ 選挙管理委員会

☎ 23-7864

「三ない運動」とは？

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に現金や物を贈ること、特定の場を除き一切、禁止されています。

また、有権者が寄付を求めたり、受け取ったりすることも禁止されています。「贈らない」「求めない」「受け取らない」の三



ない運動のルールを守り、明るい選挙を推進しましょう。

禁止されている寄付は？

病気見舞いや祭りなどへの金銭・飲食物の差し入れ、葬式の花輪・供花、入学祝い、お中元、お歳暮などが寄付に当たり罰則の対象となります。ただし、政治家本人が出席して、一般的社交程度の結婚祝いや香典を贈ることについては、罰則の対象なりません。

後援団体（後援会など）からの寄付は？

政治家の後援団体が行う寄付も、政治家と同様に禁止されます。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄付」は例外とされていますが、この場合も、花輪・供花、香典、祝儀などで、選挙前の一定期間にされるものは、禁止されています。

時候のあいさつは？

政治家が選挙区内の人に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報を含む）を出すのは、「答礼のため自筆によるもの」を除いて禁止されています。ただし、弔電や各種大会などに対する祝電は禁止されません。また、あいさつ目的で、新聞や雑誌、テレビなどに有料広告を出す処罰されます。また、広告を出すよう求めることも禁止されています。